

(袋井市基本構想)

袋井市農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

平成26年9月

袋 井 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 袋井市の概要

袋井市は、静岡県西部、中遠地域のほぼ中央に位置し、恵まれた自然環境、交通条件と長年培われた技術を活かし、温室メロン、茶、米を主体に野菜、花き、畜産など多彩な農業を展開してきた。

しかし、近年、農業・農村を取り巻く状況は、農業就業人口の減少、兼業化、混住化、不作付地の増大などの面で大きく変化し、農村地域の活力の低下など、多くの問題が生じている。

2 袋井市農業の概要

また、現在の農業経営は、より高い所得の得られる他産業への就業機会の増大、休日・給料制など労働条件面の遅れや、農村地域での生活環境整備の立ち後れなどの問題を抱え、農業経営を担う人材の確保が深刻な状況となっている。

主要な課題は、新しい農業経営を行う経営体の育成や農地の効率的な利用及び農業生産と密接不可分の関係にある農村の生活環境及び生産基盤の整備である。

袋井市の農業の生産力を維持向上させていくため、企業的な経営感覚を持って、意欲的な経営を行う農家や組織など、先進的な経営体を育成し、農業の相当部分を担うことのできる仕組みを構成する必要がある。

これらの経営体の熟度に応じて、法人化、雇用による労働力の確保、独自の経営戦略に基づくサービスや商品の提供を行うビジネス経営体への誘導を図っていく。

さらに耕作放棄地の再生利用、1次、2次、3次産業の有機的結合による6次産業化の促進等により、活力ある農業生産構造への一層の強化を進める。

また、農業生産基盤の整備については、農業振興地域整備計画や各種農業振興計画との整合性に留意しつつ整備等を図る。

さらに、農産物の生産面では、地域の特性を活かした、より高品質、生産性の高い農業の確立が重要である。

3 担い手の育成・確保

袋井市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、袋井市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり800万円程度、2,000時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度））の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が袋井市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 袋井市の推進方策

袋井市は、将来の袋井市農業を担う農業経営者の意向とその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する、農業経営基盤強化促進事業とその他の措置を総合的に実施する。

まず、袋井市は、農業協同組合、農業委員会、農林事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、袋井市担い手育成協議会を設置し、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の袋井市担い手育成協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択診断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を経て、農用地利用調整会議等の組織の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や人・農地プランの策定に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度に望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、袋井市が中心となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営

発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 袋井市担い手育成協議会の推進方策

袋井市は、袋井市担い手育成協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、営農診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農林事務所の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

袋井市は、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林事務所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していくこととする。

具体的な経営の指標は、袋井市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体あたり300万円程度）を目指す。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に袋井市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、袋井市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 小麦 (大豆)	〈作付面積等〉 水稲 =14ha 小麦 =14ha (大豆=14ha) 〈経営面積等〉 28ha	〈資本装備〉 ・トラクター(60PS)、ロータリー(2.2m) ・高速側条施肥田植機(8条) ・グレインタンク自脱コンバイン(5条) ・循環型乾燥機(24石×4台) ・乗用管理機 ・作業場、乾燥調整施設 ・ドリルシーダ(30PS) 〈その他〉 ・水稲-水稲-小麦(大豆)の3年1巡りブロックローテーション ・品種に組み合わせによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・基肥-発肥料の使用 ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象・病害虫情報の活用 ・作業日誌記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用者確保
茶 (自園自製) (自園兼買葉)	〈作付面積等〉 茶 =12ha 自園4ha 買葉8ha	〈資本装備〉 ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン ・製茶機械(120K 1.5ライン) 〈その他〉 ・戦略品種を中心に早生(20%)晩生(10%)品種を導入 ・独自の品種組み合わせによるブランド化 ・特色ある茶の生産 ・直販など小売販売による高付加価値化	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象・病害虫情報の活用 ・作業日誌記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (共同製茶)	〈作付面積等〉 茶 =5ha	〈資本装備〉 ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離	

		<ul style="list-style-type: none"> ・乗用型管理機 ・防霜ファン ・堆肥置場 (90 m²) 〈その他〉 ・全茶園に大型乗用機械を導入 ・独自の品種組合わせによるブランド化 ・栽培加工技術改善による特色ある茶の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・気象・病害虫情報の活用 ・作業日誌記帳 ・ほ場管理システムの確立 	
温室 メロン	<p>〈作付面積等〉 温室メロン =108a (年間4.5作)</p> <p>〈経営面積等〉 24a (育苗スペース2a) (作業スペース1a)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性温室 800 m² 3棟 ・温室環境制御システム ・温湯(木質ペレット)ボイラー、冷房機 ・ヒートポンプ ・アルミベンチ、自動畝立て機 ・炭酸ガス発生装置、自動灌水システム 〈その他〉 ・雇用労力の有効活用 ・石油代替機器の導入 ・環境保全型技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
イチゴ	<p>〈作付面積等〉 いちごハウス=50a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 1,000 m² 5棟 ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム、炭酸ガス発生装置 ・小型ポット育苗システム ・電照設備、動力噴霧機 〈その他〉 ・小型ポット育苗による省力、早期栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長 ・変温管理、補助電照等による草勢維持 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
トマト	<p>〈作付面積等〉 トマトハウス=80a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 1,000 m² 8棟 ・養液栽培システム ・内部被覆装置、温風暖房機 ・ヒートポンプ 〈その他〉 ・雇用労力の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保

		<ul style="list-style-type: none"> ・ IPM 技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業日誌記帳 	
花き (キク、バラ、トルコギキョウ) 又は 観葉植物 (ツワブキ) ＋ 水稲	<p>〈作付面積等〉 ハウス = 30a 水稲 = 3.0ha</p> <p>〈経営面積等〉 3.3ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 硬質ビニールハウス 3,000 m² ・ 複合環境制御装置 ・ 暖房機、無人防除施設 ・ 蒸気消毒機 (キク、トルコギキョウ) ・ 養液栽培システム (バラ) 一式 ・ 冷蔵庫、高速側条施肥田植機 ・ 自脱型コンバイン (2条) ・ トラクター (30PS) <p>〈その他〉</p> <p>キク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗部門の分離 ・ 周年出荷体系 <p>バラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周年切り栽培 <p>トルコギキョウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗技術の習得 ・ 10月～翌年6月出荷 <p>ツワブキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周年出荷体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施 ・ ブランド化の推進 ・ 市況情報の活用 ・ 流通管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 定植時期及び収穫時期を中心にした雇用者の確保
酪農 (畑地型)	<p>〈飼養頭数〉 乳牛 経産牛 = 40頭 育成牛 = 10頭</p> <p>〈草地面積〉 4.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成牛繋ぎ牛舎 460 m² (牛乳処理室、分娩房事務室、倉庫含む、バーンクリーナー) ・ 育成牛舎 87 m² (カーフハッチ併用) ・ 堆肥舎 600 m²、尿溜 ・ パイプラインミルクカー (40 ストール、4 ユニット自動離脱) ・ バルククーラー (1,500 リットル) ・ 飼料混合攪拌機 ・ 自動給餌機 ・ トラクター 30PS ・ マニュアルスプレダー ・ フロントローダー ・ ダンプトラック 2t ・ ロータリー ・ 播種機等栽培機器一式 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料の多回給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施 ・ 作業日誌記帳 ・ 飼料管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ ヘルパー制度の活用

		<ul style="list-style-type: none"> ・乾乳牛の別飼い管理 ・生産子牛は肉用素牛まで仕上げる ・夏作デントコーン、冬作イタリアングラス等 ・利用形態はサイレージ ・圃場用農機具は4戸共同 		
肉牛	<p>〈飼養頭数〉 乳雄肥育牛 ＝常時 230 頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 1,700 m² ・自動給餌装置 ・堆肥処理舎 600 m²、倉庫 ・フロントローダー、ダンプカー 他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日増体重を 1.2 kg 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳 ・飼料管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用
養豚 (一貫経営)	<p>〈飼養頭数〉 常時飼養頭数 種雌豚＝ 150 頭 種雄豚＝ 15 頭 育成豚＝ 49 頭 肥育豚＝ 1,500 頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥育豚舎 234 m²、母豚舎 453 m² 分娩豚舎 374 m²、子豚舎 710 m² ・堆肥処理舎 266 m² ・ボブキャット、堆肥発酵、浄化槽 ・豚衡器、スチームクリーナー ・トラック、ダンプトラック 2t 他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雌種豚の経済寿命は 3 年 6 産、更新率 33%、種雄豚は種雌豚 10 頭に 1 頭 ・豚舎構造 分娩・子豚舎は高床式 肉豚舎はスノコ式 ・除糞はスクレーパー処理 ・糞は堆肥舎、尿は浄化槽で処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入
採卵鶏	<p>〈飼養羽数〉 鶏 平均飼養羽数 ＝2.5 万羽</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎 1,800 m² (無窓、高床、3 段) ・堆肥舎 671 m² ・ゲージ自動化システム ・洗卵選別機 ・ロードコンベア ・鶏糞堆肥攪拌搬送装置 ・ショベルローダー、ダンプカー 他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初生雛導入 (年 7 回) ・産卵率 83% 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・採卵処理に年間を通じ臨時雇用者の確保

		・給餌、給水、集卵、出荷作業の自動化		
水 稲 ・ 茶 ・ みかん	〈作付面積等〉 水 稲 =7.0ha 茶 =1.0ha みかん=0.3ha 〈経営面積等〉 8.3ha	〈資本装備〉 ・可搬型摘採機 (3PS)、整枝機 (114 cm)、 剪枝機 (125 cm) ・深耕機 (3PS)、動力噴霧機 (6PS) ・側条施肥田植機 (6 条) ・自脱コンバイン (4 条) ・トラクター (20PS) ・循環型乾燥機 ・作業場、乾燥調整施設 ・小型多目的管理機 〈その他〉 ・共選・共販等による産地ブランドの徹底	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象・病虫害情報活用 ・作業日誌記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
水稲主体の複合経営				
茶 ・ レタス ・ 水 稲	〈作付面積等〉 茶 = 2 ha レタス =2.8ha 水 稲 =3.5ha 〈経営面積等〉 5 ha (レタスは水稲の裏作)	〈資本装備〉 ・可搬型摘採機、整枝機、剪枝機一式 ・歩行型管理機一式 ・防霜ファン ・堆肥置場 ・トラクター (20PS) ・マルチャー、動力噴霧機 ・レタス自動包装機 (400 個/時) 他 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・レタスは農協育苗センターを利用し。調整は、自家自動包装機、10%は無包装コンテナ出荷を利用。	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象・病虫害情報活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌記帳 ・作目の適正組み合わせの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
温 室 メロン ・ 水 稲	〈作付面積等〉 温室メロン =54a (12a×4.5 作) 水 稲 =1.0ha 〈経営面積等〉 1.12ha	〈資本装備〉 ・側条施肥田植機 (4 条) ・自脱コンバイン (2 条) ・トラクター (20PS) ・動力噴霧機 (6PS)、管理機 (4.5PS) ・スリークォータ型温室 1,300 m ² (育苗温室等含む) ・温室冷房 ・温室環境制御システム一式 ・炭酸ガス発生機及び抱ダクト一式 ・ボイラー	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・作業日誌記帳 ・作目の適正組み合わせの確立	・休日制の導入 ・年間を通じ施設に係る軽作業については、臨時雇用者の確保

		〈その他〉 ・年4.5作体系 ・ミツバチ交配	・市況情報の活用	
中国野菜 (ちんげんさい) + 水稲	〈作付面積等〉 ハウス = 2.1ha (30a×7作) 水稲 = 1.0ha 〈経営面積等〉 1.3ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 3,000 m ² ・普通トラック ・動力噴霧機 (6PS)、予冷庫 (2坪) ・側条施肥田植機 (4条) ・自脱コンバイン (2条) ・トラクター (20PS) ・ロータリー (1.6m) 〈その他〉 ・セル成型苗育苗 ・夏期遮光資材の活用 ・有機物投入による連作障害の回避 ・雇用労力による調整作業の実施 ・年間7作付け	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌記帳 ・市況情報の活用 ・計画的生産出荷	・休日制の導入 ・年間を通じ施設に係る軽作業については、臨時雇用者の確保

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
水稲 + 小麦 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稲 = 30ha 小麦 = 20ha 作業受託延 = 10ha 〈経営面積等〉 60ha	〈資本装備〉 ・トラクター (60PS)、ロータリー (2.2m) ・高速側条施肥田植機 (8条) ・グレインタンク自脱コンバイン (5条) ・汎用型コンバイン (2m) ・循環型乾燥機 (35石) ・" (25石) ・" (18石) ・乗用型防除機 ・作業場、乾燥調整施設 ・ドリルシーダ (8条) 〈その他〉 ・水稲-水稲-小麦 (大豆) の3年1巡りブロックローテーション ・品種の組合わせによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・基肥-発肥料の使用	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象・病虫害情報の活用 ・ほ場の合理的交換利用 ・品質管理システムの確立 ・責任分担明確化	・オペレーター2人 ・給料制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地

域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農業組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に袋井市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、袋井市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 ＋ 白ネギ	<作付面積等> 茶 = 1.5ha 白ネギ = 1.0ha <経営面積等> 2.5ha	<資本装備> ・小型乗用型摘採機（摘採袋タイプ） ・整せん枝アタッチメント ・裾刈機 ・動力噴霧器＋500Lタンク ・防霜ファン ・トラクター（20ps）、小型管理機 ・動力噴霧機 <その他> ・共同茶工場への生葉出荷 ・機械化一貫体系による生産 （農協育苗センター利用、定植及び収穫機械利用、調整・選別は集出荷センター利用）	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・T-GAP 認証の取得 ・ブランド化推進	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
水稻 ＋ 小麦	<作付面積等> 水稻 = 8 ha 小麦 = 6 ha <経営面積> 14ha	<資本装備> ・トラクター（45ps）、ロータリー（2.0m） ・高速側条施肥田植機（6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（3条） ・循環型乾燥機（40石、18石） ・作業場、乾燥調製施設 ・ドリルシーダー、他 <その他>	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲： 品種の組合せによる作期分散 早期コシヒカリ栽培 基肥一発肥料の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場管理システムの確立 	
水稲 ＋ レタス	<p><作付面積等> 水稲 =4.5ha レタス=1ha</p> <p><経営面積> 4.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター (45ps)、ロータリー (2.0m) ・ 高速側条施肥田植機 (6条) ・ グレンタンク自脱コンバイン (3条) ・ 循環型乾燥機 (40石、18石) ・ 作業場、乾燥調製施設 ・ ドリルシーダー、他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲： 品種の組合せによる作期分散 早期コシヒカリ栽培 基肥一発肥料の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 経営と家計分離 ・ 青色申告の実施 ・ 気象、病害虫情報の活用 ・ 作業日誌の記帳 ・ ほ場管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入
温室 メロン	<p><作付面積等> メロン=68a (年間4.5作)</p> <p><経営面積等> 15a (育苗スペース1a)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超低コスト耐候性温室 800㎡ 2棟 ・ 温室環境制御システム ・ 温湯 (木質ペレット) ボイラー、冷房機 ・ ヒートポンプ <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルミベンチ、自動畝立て機 ・ 炭酸ガス発生装置、自動灌水システム <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労力の有効活用 ・ 石油代替機器の導入 ・ 環境保全型技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 経営と家計分離 ・ 青色申告の実施 ・ 市況情報の活用 ・ 作業日誌の記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 収穫調整を中心にした雇用者の確保
イチゴ	<p><作付面積等> イチゴ=28a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニールハウス 933㎡ 3棟 ・ 内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 ・ 高設栽培システム、炭酸ガス発生装置 ・ 小型ポット育苗システム ・ 電照設備、動力噴霧機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型ポット育苗による省力・早期栽培 ・ 高設栽培による収穫期間の延長 ・ 変温管理、補助電照等による草勢維持 ・ 雇用労力の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 経営と家計分離 ・ 青色申告の実施 ・ 市況情報の活用 ・ 作業日誌の記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 収穫調整を中心にした雇用者の確保

		・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入		
--	--	----------------------	--	--

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
70%	耕地面積3,420ha うち担い手が利用する面積2,405ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年後とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

袋井市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が耕作しきれない農地が出てくることが予想される。そのため新たな担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するための施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

袋井市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、農林事務所、土地改

良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

袋井市は、静岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、袋井市農業の地域特性、即ち、水稻経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

袋井市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほ

か、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 袋井市長への確約書の提出や袋井市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の

設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 袋井市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 袋井市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 袋井市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 袋井市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 袋井市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権

の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、袋井市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 袋井市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 袋井市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 袋井市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 袋井市は、（５）の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、袋井市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 袋井市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下、「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

袋井市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を

得ることで足りるものとする。

(9) 公告

袋井市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を袋井市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

袋井市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

袋井市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 袋井市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 袋井市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 袋井市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②の ア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を袋井市の公報に記載するこ

とその他所定の手段により公告する。

- ④ 袋井市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 袋井市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う静岡県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 市、農業委員会、農協、農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 袋井市は、袋井市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 袋井市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手育成協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

袋井市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を袋井市に提出して、農用地利用規程について袋井市の認定を受けることができる。

② 袋井市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 袋井市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を袋井市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほ

か、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 袋井市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農

作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 袋井市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 袋井市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、静岡県担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

袋井市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

袋井市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の

労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つのなるよう教育機関や教育委員会等と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

静岡県農林大学校や農林事務所、農業委員、農業経営士、農業協同組合等と連携・協力して、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合い等を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、農業者の集う交流会等への参加を促すなど、当該青年への情報提供を行う。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランへの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については静岡県農林大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては農林事務所、農業協同組合、袋井市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

袋井市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の

促進に必要な、以下の関連事業との連携に配慮するものとする。

ア 袋井市は、農業農村整備事業等により農業生産基盤整備、生活環境整備等の積極的な推進に努める。

イ 袋井市は、農業制度資金借入者への利子助成事業を農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。

ウ 袋井市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

特にブロックローテーションを実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 袋井市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

袋井市は、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、袋井市担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、袋井市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

袋井市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 袋井市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は袋井市全域とする。ただし、市街地区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

② なお、袋井市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、袋井市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、袋井市から承認を得るものとする。

② 袋井市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について

て、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 袋井市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 袋井市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を袋井市の公報等への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 袋井市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 袋井市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 袋井市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 袋井市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を袋井市の公報等への記載により公告する。

(4) 袋井市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 袋井市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 袋井市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、袋井市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 袋井市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事

業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 袋井市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を袋井市の公報等への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等

の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農林事務所、静岡県農林大学校、静岡県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農林事務所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3～10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3～10年とすることが相当でない認められる場合には、3～10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき袋井市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎	農用地利用集積計画に定める所有権の移	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部

<p>にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>
---	---	--